

# 外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

©CISTEC

2017.01.07施行行政省令等対応（ 2 / 2 ）

9 - (1) 輸出入貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第21条 [第1項] 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
十一の二 第五号のプログラムの使用 (操作に係るものを除く。) に必要な技術(プログラムを除く。)	【 】 《 》	]除外	
十二 第七号、第八号の二、第九号又は第十号の プログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	【 】		(省令第21条第1項第 号) (省令第 8条第 号 )
十二の二 第七号、第八号の二、第九号又は第十号の プログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)	【 】		(省令第21条第1項第 号) (省令第 8条第 号 )
十三 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造 又は使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 】 《 》	]除外	(省令第21条第1項第 号) (省令第 8条第 号 )
十四 削除			
十五 第二号の二、第三号、第十二号又は第十二号の二のいずれかに 該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために 設計したプログラム	【 】		(省令第21条第1項第 号)  (省令第 8条第 号 )
十六 技術(プログラムを除く。)であつて、 当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、 ある貨物又はあるプログラムが 第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、 又はこれを越えることを可能にするもの	【 】		
十七 プログラムであつて、 当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、 ある貨物又はあるプログラムが 第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、 若しくはこれを越えることを可能にするように設計 又は改造したもの	【 】		

判定結果

該当

非該当

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会 社 名 \_\_\_\_\_

所 属 ・ 役 職 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

該当項番

① 外為令別表の項番 [ \_\_\_\_\_ ]

② 貨物等省令の条項号等の番号等

[ \_\_\_\_\_ ]

[ \_\_\_\_\_ ]